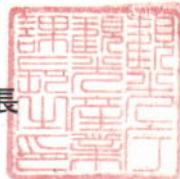




観観産第495号  
平成25年2月27日

各都道府県知事 殿

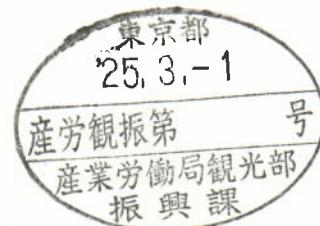
観光庁観光産業課長



### ツアーダイバッハの安全確保について

ツアーダイバッハの安全確保については、「旅行会社が行うツアーダイバッハの安全確保について(平成22年3月31日付観観産第628号)」(別添)により、ツアーダイバッハを実施している旅行業者に対し、「ツアーダイバッハ運行ガイドライン」等の遵守、ツアーダイバッハの企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところである。

昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について(最終報告)」等を踏まえ、ツアーダイバッハの安全確保に向けた対応策について(一社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会と検討を進めてきたところであるが、今般、両協会が作成する「ツアーダイバッハ運行ガイドライン」が改訂されたこと等を踏まえ、別紙のとおり、両協会に対し対応及び傘下会員に対する指導方要請したので、両協会非加盟の第2種旅行業者及び第3種旅行業者に対し周知を徹底するよう、よろしく取り計らわれたい。





観観産第628号  
平成22年3月31日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁観光産業課長



### 旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われております。観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、別添のとおり(社)日本旅行業協会会長及び(社)全国旅行業協会会長に対し、会員の旅行業者に対して、周知徹底されるよう依頼したところですが、貴都道府県におかれましても両旅行業協会非加盟の第2種、第3種旅行業者に対して周知徹底されるよう、よろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】

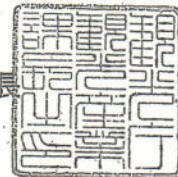
観光庁観光産業課 担当：中井  
代表 03-5253-8111  
(内線 27309)  
直通 03-5253-8329



観光産業第628号  
平成22年3月31日

(社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



### 旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしくお願ひいたします。

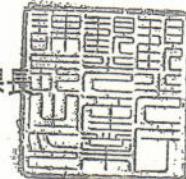
【問い合わせ先】  
観光庁観光産業課 担当：中井  
代表 03-5253-8111  
(内線 27309)  
直通 03-5253-8329



観光産業第628号  
平成22年3月31日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



### 旅行業者が行うツアー登山の安全確保について

昨年7月16日、北海道トムラウシ山において、旅行業者が実施したツアー登山に参加した旅行者7名と山岳ガイド1名が死亡する遭難事故が発生しました。

事故の原因やツアーを実施した旅行会社及び同行した山岳ガイドに関する刑法上の責任等については現在北海道警察において捜査中と聞いておりますが、(社)日本山岳ガイド協会では「トムラウシ山遭難事故調査特別委員会」を設置する等、同種の遭難事故再発防止、及び登山の安全対策を提言することを目的とした独自の調査も行われており、観光庁においても旅行業、山岳ガイド団体、ツアー登山を多く受け入れる地方公共団体、学識経験者による「ツアー登山安全対策連絡会議」を設置し、ツアー登山の安全対策について検討を行ってきたところです。

「ツアー登山安全対策連絡会議」での議論や、先日公表された上記特別委員会の調査報告書に記載されている指摘も踏まえ、ツアー登山を実施しているすべての旅行業者に対し、ツアー登山の企画内容、実施体制、管理体制等について総点検を行い、確認の結果改善すべき事項があった場合は速やかに改善すること、及びツアー登山に参加する旅行者に対して、ツアー登山に参加する場合の注意点等について周知を図ることとしました。

つきましては、貴協会会員の旅行業者に対して、別紙について周知徹底されるよう、よろしくお願ひいたします。

#### 【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：中井  
代表 03-5253-8111  
(内線 27309)  
直通 03-5253-8329

## 1. ツアー登山の企画内容等の確認及び旅行業者の実施体制・管理体制の確認

### (1) 「ツアーダイアリ」等の遵守

- ①ツアーダイアリを行う旅行業者は「ツアーダイアリ」及び関係法令や  
関係官署からの指導等を遵守し安全確保に努めること。
- ②緊急時には適切な対応を行えるよう、従業員やツアーリーダーに対する研修等を通じて必要な情報提供や情報の共有を図ること。

### (2) ツアーダイアリの企画内容の点検と確認

- ①実施を予定するすべてのツアーリーダーについて、登山道、山小屋等の利用予定施設、  
避難ルート、緊急時の連絡手段の確保、必要な装備品の内容等について点検・  
確認を行うこと。
- ②点検を行うにあたっては現地確認を基本としつつ、あわせて関係機関等からの  
情報収集を行うこと。
- ③一時避難を目的とした公共施設として登山者に開放されている避難小屋の利  
用にあたっては、施設の性格に配慮し、設置者の指示に従うこと。
- ④点検の結果、ツアーリーダーの日程・行程等に問題があると認められる場合は、募集前  
に改善を行うこと。

### (3) 登山ツアーリーダーの実施にあたって

- ①参加者募集にあたって使用するパンフレット等の記載にあたっては、旅行業法  
に規定する内容に加え、各ツアーリーダーごとに技術的・体力的な難易度、行程中の所  
要時間、必要な装備品等について具体的に記載すること。
- ②夏山でも低体温症の危険があること等、目的地の特性に応じた危険情報を周知  
すること。
- ③社員以外の山岳ガイドが同行する場合には、保有する資格、登山に関する知識  
や技術、目的地でのガイド経験等について事前に把握し、目的地の特性に応じ  
たガイドを選定すること。

### (4) 登山ツアーリーダーの管理体制について

- ①天候悪化等に伴う危険回避のための判断基準、添乗員（=旅程管理者、以下同  
じ）や山岳ガイド等の引率者がいる場合の指揮命令系統・役割分担等について  
定めること等により、引率者が安全性を優先した判断を行うよう徹底すること。
- ②緊急時の連絡や代替サービスの手配を円滑に行うために、ツアーリーダーごとに担当の  
営業所を定めること等により支援体制を整えること。

## 2. 旅行者への意識啓発

ツアーダイアリの安全を確保するためには、ツアーダイアリを企画・実施する旅行業者の  
意識を高め、ツアーダイアリの実施体制・管理体制を徹底させるのはもちろんであるが、  
旅行者の意識啓発の必要性も指摘されているところである。

ついては、登山ツアーリーダーに参加する旅行者に対し、別添によりツアーダイアリに参加す  
る場合の注意点等について事前の周知に努めること。

## 「ツアーダン」を安全に楽しむために

平成22年3月  
観光庁

どんなに気を付けていても、登山では、登山道での転倒や滑落といった不慮の事故や急な気象の変化等による遭難事故に巻き込まれることがあります。それらの危険を回避するためにも、以下の事項を守りましょう。

### 1. 「ツアーダン」とは？

「ツアーダン」とは、登山をはじめトレッキング、ハイキング等を目的とした旅行をいいます。

「ツアーダン」を募集できるのは、観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行業者です。契約に際しては、営業所に掲示する『旅行業登録票』や旅行のパンフレットで登録番号を確認しましょう。

### 2. 旅行の目的地や日程・行程等ツアーダンの内容を確認しましょう

標高の高い山では天候や気温が急に変化することがあります。

契約に際しては、コースの難易度、登山道の状況や歩行時間等、自分の体力や経験にあった無理のないものを選んで下さい。

また、ご不明の点等は契約の前に、旅行を企画・実施する旅行業者にお問い合わせ下さい。

### 3. 必要な装備を確認しましょう

目的地に応じて旅行業者がお知らせする「装備品」を必ず確認し、忘れずに持参して下さい。

### 4. 健康・体調の管理に努めましょう

出発日が決まつたら、健康管理や体調管理に努め、日々のトレーニングも欠かさないようにしましょう。

また、出発後であっても、登山に先立ち、体調に不良や不調を感じた場合には、速やかに添乗員や山岳ガイド等の引率者に申し出て下さい。

### 5. 引率者の決定には協力しましょう

「ツアーダン」は団体行動が基本です。

添乗員や山岳ガイド等の引率者は、安全確保や危険回避のために、登山の中止や途中下山を含めた判断・決定を行う場合があります。

個人の意見や希望を主張しすぎて、団体行動を乱すことのないよう協力して下さい。

### 6. 傷害保険に加入しましょう

「ツアーダン」の参加にあたっては、登山中の事故や捜索・救助にも対応した旅行傷害保険の加入をお勧めします。

詳しくは旅行業者に問い合わせましょう。

観観産第495号  
平成25年2月27日

(一社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長

### ツアーダイアリの安全確保について

ツアーダイアリの安全確保については、「旅行会社が行うツアーダイアリの安全確保について(平成22年3月31日付観観産第628号)」(別添)により、ツアーダイアリを実施している旅行業者に対し、「ツアーダイアリガイドライン」等の遵守、ツアーダイアリの企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところであり、また、昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について(最終報告)」等を踏まえ、「ツアーダイアリガイドライン」の改訂を含め、ツアーダイアリの安全確保に向けた対応策について貴協会と検討を進めてきたところであるが、改訂後の「ツアーダイアリガイドライン」の内容等を踏まえ、貴協会において下記事項について適切に対応するとともに、貴協会傘下会員への周知指導を徹底し、ツアーダイアリの安全確保に万全を期されたい。

#### 記

##### 1. 改訂後の「ツアーダイアリガイドライン」の内容等を踏まえた指導等について

改訂後の「ツアーダイアリガイドライン」の内容等を踏まえ、ツアーダイアリの安全確保のため、関係法令や関係官署からの指導等の遵守を改めて徹底するとともに、「ツアーダイアリガイドライン」の遵守について、貴協会傘下会員への周知及び指導を徹底されたい。

また、「ツアーダイアリガイドライン」の内容のうち、特に下記事項については、確実に実施するよう、併せて貴協会傘下会員への指導を徹底されたい。

- ① ツアーダイアリの企画に当たっては、十分な情報収集を行うこと。ツアーダイアリの下見を現地ランドオペレーターのスタッフ等が実施する場合であっても、下見の方法やその結果について自社として十分に把握すること。
- ② ツアーダイアリの実施に当たって携帯電話、無線通信機等を携行することが望ましいが、これらが使用出来ない区域で、速やかに外部と連絡ができない場合であっても、参加者の安全が確保されるよう、必要な準備を行うこと。

③ ツアー登山の引率者は、参加者の登山の技量（旅行出発前に把握していたものだけでなく、ツアー開始後の様子も踏まえて判断すること）、当日の参加者の体調、装備の状況、天候等の状況を総合的に勘案して、参加者の安全を確保するため、出発を取り止める、引き返す等の適切な行程の変更を含め、旅程の管理に必要な措置を行うこと。

## 2. ツアー登山実施マニュアルの整備の徹底について

「ツアーダイアリ」の改訂を踏まえ、貴協会傘下会員に対し、各社ごとのツアーダイアリの整備を徹底させ、ガイドラインと同じ内容の場合であっても、自社のマニュアルとして改めて位置付けるよう指導を行うこと。併せて、当該マニュアルに改訂後の「ツアーダイアリ」の内容を反映させるよう指導すること。

## 3. 安全確保策の実施状況を記録する仕組みの導入について

ツアーダイアリの安全確保のための取組実施状況を貴協会傘下会員が記録するための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

## 4. 自主的な評価点検のための仕組みの導入について

ツアーダイアリの安全確保に向けた取組みに関する、自主的な評価点検のための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

## 5. 添乗員等の資質の向上について

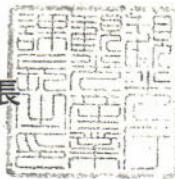
貴協会において、旅行業務取扱管理者やツアーダイアリに同行する添乗員を対象とした、気象、低体温症等に関するセミナーを適切に実施、充実させること。また、ツアーダイアリに同行する添乗員を対象とした研修制度の実施に向けた検討を行うこと。

以上

観観産第495号  
平成25年2月27日

(社)全国旅行業協会会长 殿

観光庁観光産業課長



### ツアーダン山の安全確保について

ツアーダン山の安全確保については、「旅行会社が行うツアーダン山の安全確保について（平成22年3月31日付観観産第628号）」（別添）により、ツアーダン山を実施している旅行業者に対し、「ツアーダン山運行ガイドライン」等の遵守、ツアーダン山の企画内容、実施体制、管理体制等の総点検を行うこと等について通知してきたところであり、また、昨年11月3日に発生した中国万里の長城付近における遭難事故、及び同年12月18日にとりまとめた「トムラウシ山遭難事故後対応の検証について（最終報告）」等を踏まえ、「ツアーダン山運行ガイドライン」の改訂を含め、ツアーダン山の安全確保に向けた対応策について貴協会と検討を進めてきたところであるが、改訂後の「ツアーダン山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、貴協会において下記事項について適切に対応するとともに、貴協会傘下会員への周知指導を徹底し、ツアーダン山の安全確保に万全を期されたい。

#### 記

1. 改訂後の「ツアーダン山運行ガイドライン」の内容等を踏まえた指導等について  
改訂後の「ツアーダン山運行ガイドライン」の内容等を踏まえ、ツアーダン山の安全確保のため、関係法令や関係官署からの指導等の遵守を改めて徹底するとともに、「ツアーダン山運行ガイドライン」の遵守について、貴協会傘下会員への周知及び指導を徹底されたい。

また、「ツアーダン山運行ガイドライン」の内容のうち、特に下記事項については、確実に実施するよう、併せて貴協会傘下会員への指導を徹底されたい。

- ① ツアーダン山の企画に当たっては、十分な情報収集を行うこと。ツアーダン山の下見を現地ランドオペレーターのスタッフ等が実施する場合であっても、下見の方法やその結果について自社として十分に把握すること。
- ② ツアーダン山の実施に当たって携帯電話、無線通信機等を携行することが望ましいが、これらが使用出来ない区域で、速やかに外部と連絡ができない場合であっても、参加者の安全が確保されるよう、必要な準備を行うこと。

③ ツアー登山の引率者は、参加者の登山の技量（旅行出発前に把握していたものだけでなく、ツアー開始後の様子も踏まえて判断すること）、当日の参加者の体調、装備の状況、天候等の状況を総合的に勘案して、参加者の安全を確保するため、出発を取り止める、引き返す等の適切な行程の変更を含め、旅程の管理に必要な措置を行うこと。

## 2. ツアー登山実施マニュアルの整備の徹底について

「ツアーディレクションガイドライン」の改訂を踏まえ、貴協会傘下会員に対し、各社ごとのツアーディレクションマニュアルの整備を徹底させ、ガイドラインと同じ内容の場合であっても、自社のマニュアルとして改めて位置付けるよう指導を行うこと。併せて、当該マニュアルに改訂後の「ツアーディレクションガイドライン」の内容を反映させるよう指導すること。

## 3. 安全確保策の実施状況を記録する仕組みの導入について

ツアーディレクションの安全確保のための取組実施状況を貴協会傘下会員が記録するための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

## 4. 自主的な評価点検のための仕組みの導入について

ツアーディレクションの安全確保に向けた取組みに関する、自主的な評価点検のための仕組みの導入について、傘下会員に周知及び指導すること。

## 5. 添乗員等の資質の向上について

貴協会において、旅行業務取扱管理者やツアーディレクションに同行する添乗員を対象とした、気象、低体温症等に関するセミナーを適切に実施、充実させること。また、ツアーディレクションに同行する添乗員を対象とした研修制度の実施に向けた検討を行うこと。

以上